

重複頻回受診者訪問指導
事業推進計画
(平成 27 年度～平成 29 年度)

平成 27 年 3 月

愛媛県後期高齢者医療広域連合

1 目的

保健師等が被保険者宅を訪問し、療養上の日常生活指導及び受診に関する指導を行うことにより、適正な受診行動を促すことを目的とする。

2 対象者

愛媛県後期高齢者医療の被保険者のうち、重複・頻回受診にある者。

- ・重複受診：3ヶ月連続して、1ヶ月に同一疾病での受診医療機関が3箇所以上ある者。
- ・頻回受診：3ヶ月連続して、1ヶ月に同一医療機関での受診が15回以上ある者。

3 事業内容

重複・頻回受診に該当する者のところへ、委託事業者の保健師等専門職が訪問し、日常生活状況や医療機関への受診状況をお伺いし、専門的見地から指導等を行うことで、適正な受診動向へつながる事を目指し事業を実施している。

4 実績

年度	訪問対象者数 (A)	延べ訪問回数 (B)	受診動向に改善 が見られた人数 (C)	改善率 (C) / (A)
H24	99	194	52	52.5%
H25	195	300	121	62.1%

5 現状分析・課題

訪問出来た者については、受診動向に改善が見られる割合が高く効果が発現していると思われる。訪問前に事前に文書での依頼、電話での内容説明を行うが、電話帳へ掲載している者が少なく、また電話連絡ができて不審者と間違われるケースも有り、訪問できる対象者が限られる。

6 目標

当事業では、改善率が成果指標であるが、それを追求しすぎた場合本来必要な受診の抑制につながるおそれがあるため、H25年度実績と同程度を目標とする。

年度	改善率
平成 27 年度	60%
平成 28 年度	60%
平成 29 年度	60%

7 改善率向上の取り組み

不審電話と思われ、市町の関係部署に怪しくないのかとの問い合わせをされる方がいるため、これまでと同様市町の後期高齢者医療・介護保険・保健部門へ情報提供し安心して訪問を受け入れてもらえる

環境整備を行っていく。

また、以前に訪問指導を受けた者の受診状況を確認し、効果がなくなった者へ再度訪問することを検討していく。

8 計画の評価

改善率により評価を行う。

改善率	評価
60%以上	A
55%以上～60%未満	B
50%以上～55%未満	C
50%未満	D

9 計画の評価後の対応等

各年度の事業評価により、必要に応じ本計画の見直しを行う。